

とりアート実施方針

令和3年6月 日
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会

1 趣旨・目的

平成14年に本県で開催された国民文化祭の精神を継承し、発展させるために始まった鳥取県総合芸術文化祭（愛称：とりアート）はこれまでの18年間、県民に多様な文化芸術を提供することを目的として実施してきた。平成23年からは「とりアート構想」を掲げ、県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取組むことで、心豊かで満ち足りた生活を送ることができるようになることを目指し、事業を実施してきた。

とりアート構想策定以降、文化芸術に係る法令等の策定・改定が行われるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の取り組みの実践が必要になるなど、とりアートを取り巻く環境は大きく変化している。

これらを受けて、「とりアート」は鳥取県の総合芸術文化祭として「年齢・性別・障がいの有無・場所に関わらず、県民誰もが文化芸術を身近に感じ、親しみを持つことのできる鳥取県」を将来のビジョンに掲げ事業を実施する。

2 名称・主催者・会期

(1) 事業の名称

鳥取県総合芸術文化祭・とりアート または とりアート

※呼びやすく親しみやすい愛称を実行委員会が平成20年度に全国募集し、応募総数1,772件の中から「とりアート」に決定され、平成21年度から活用されている。とりアートという愛称は定着しつつあり、県民への更なる定着を目指し、積極的活用していく。

(2) 主催者

鳥取県総合芸術文化祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

(3) 会期

毎年、役員会により別途定める

3 目標

(1) 「アート」に触れる、「アート」に親しむ《環境づくり》

年齢・障がいの有無または経済的な状況に関わらず、誰もが気軽に文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を目指す。また、居住する地域に関わらず、文化芸術を楽しみ、感動を共有できる場の創出を目指す。

(2) 「アート」が育む、「アート」を育む《人づくり》

次代の鳥取県の文化芸術を担う人材を事業（現場）を通じて育成する。また若者の出演・鑑賞機会を積極的に提供し、さらに企画運営への参画を推進する。

4 事業

(1) 東部地区事業、中部地区事業、西部地区事業

各地区事業では、それぞれの地区ごとにコンセプトを掲げ、そのコンセプトのもと次の企画を実施する。

ア 誰もが気軽に文化芸術に触れることのできる企画の実施

県民誰もが気軽に文化芸術に親しみ、楽しむことができるような機会を提供するとともに、その拡充を図る。

イ 地区メイン企画の準備・実施

地域の素材を活かし、創造的な舞台作品等上演・実施する。また、これに必要な準備を行う。

ウ アートマネージャー、企画実施者の人材育成

・5（3）に掲げる東部地区委員会、中部地区委員会、西部地区委員会（以下、「地区委員会」という。）にアートマネージャーを配置し、地区事業を推進する中でアートマネジメント力の向上を図る。

・事業に参加する企画実施者と地区委員会が連携・協力することで企画実施者の意識改革と視野の拡大を図る。

エ 広報活動

より多くの県民に文化芸術を届けるために効果的な広報を行う。

(2) 参加事業

主催者以外の県内の文化芸術活動主体がとりアート会期中に行う文化芸術事業のうち、上記3に掲げる目標に寄与する事業を「参加事業」とし、とりアートの主催者は広報等の協力、連携を行う。

5 組織体制

上記の事業を実現するための組織は以下のとおりとする。

(1) 実行委員会

実行委員会は、県内の文化芸術活動者、鑑賞者、有識者、マスコミ関係者、教育関係者、行政関係者、公募委員等で構成する。実行委員会には、以下（2）（3）（4）に掲げる委員会及び部会を設置し、委員はいずれかの委員会または部会に所属する。

(2) 役員会

役員会は、地区委員会の委員長（3名）、事業部会、広報部会の部会長（2名）、事務局長で構成し、とりアート事業全体の方針の審議、決定や予算の作成及び執行並び

に決算の審議等を行う。

(3) 東部地区委員会、中部地区委員会、西部地区委員会（地区委員会）

地区委員会は、県内の文化芸術活動者、鑑賞者、マスコミ関係者、教育関係者、行政関係者、公募委員等で構成し、各地区事業を推進する。また、各地区委員会にはアートマネージャーを1名以上配置する。

(4) 事業部会、広報部会、特別部会（以下、「専門委員会」という。）

ア 事業部会【常設】

事業部会は、県内の有識者と各地区委員会の代表者2名程度（6名程度）で構成し、地区事業の企画内容や人材育成方針について協議を行う。

イ 広報部会【常設】

広報部会は、県内の有識者と各地区委員会の代表者1名程度（3名程度）で構成し、各地区事業の横断的な広報戦略の立案、実施を行う。

ウ 特別部会

特別部会は、突発的な課題の対応・解決のため必要に応じて設置する。構成委員は課題の内容により決定する。

(5) 連携

実行委員会は、社会と文化芸術をつなぐアートマネジメントの重要性に鑑み、文化団体、文化芸術活動者等との協働、教育機関等との連携を推進し、事業実施、人材育成において県内の様々な団体や個人と連携を行い、とりアートを円滑に実施する。

6 事業評価委員会

とりアート実行委員会は県が設置する「鳥取県文化芸術事業評価委員会」の評価を受け、指摘事項を真摯に受け止め、改善計画を作成し、評価委員会へ提出する。

7 その他

この方針は必要に応じ、適切な時期に見直しを行うものとする。